

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

目 次

◇ 告 示 指定老人訪問看護事業者の指定 (医務薬事課)

保険医療機関等の指定 (保険課)

土地改良区の役員の退任 (農村整備課)

土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定 ()

保安林の指定予定 (森林保全課)

土地収用法による事業の認定 (三件) (管理課)

◇ 選管告示 鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

告 示

鳥取県告示第一号

老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第四十六条の五の二第一項の規定に基づき、指定老人訪問看護事業者を指定したので、同法第四十六条の十七の九の規定により、次のとおり告示する。

平成十年一月九日

名 称	主たる事務所の所在地	老人訪問看護ステーションの名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人 淀江町社会福祉協議会	西伯郡淀江町大字淀江 一一一〇一	よどえ訪問看護ステーションいずみ	西伯郡淀江町大字淀江 一一一〇一	平成九年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
東岩倉診療所	倉吉市東岩倉町二二七七	平成九年十二月十五日
米子中海病院	米子市彦名町一二五〇	平成九年十二月十六日
医療法人明和会渡邊病院	鳥取市東町三丁目三〇七	平成十年一月一日
石谷小児科医院	鳥取市上魚町一三	〃

消化器クリニック米川医院	米子市西三柳八八〇一	〃
医療法人社団遠藤医院	境港市上道町九一四一	〃
医療法人林医院	八頭郡用瀬町大字鷹狩七三二一	〃
今田歯科医院	鳥取市吉方温泉町三丁目一六八	〃
福嶋歯科医院	鳥取市栄町六〇九	〃
田本歯科医院	米子市万能町九	〃
ナガセ歯科医院	米子市三旗町四一二	〃
高野歯科医院	米子市東福原三丁目一一五	〃
海賀歯科診療所	西伯郡大山町国信五三九一五	〃
有限会社上後藤薬局	米子市上後藤二丁目一一一	平成九年十二月十五日
桔梗堂薬局	米子市東福原三丁目八一	平成九年十二月十六日

鳥取県告示第三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり西伯町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十年一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

監事 前 本 林 二 西伯郡西伯町大字絹屋七六〇

平成九年十月三十日退任

鳥取県告示第四号

赤碕町が行う土地改良事業（ほ場整備事業平田ヶ平地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する

平成十年一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成十年一月十二日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

保安林予定森林の所在場所

八頭郡船岡町大字西谷字柳谷奥八〇八、八〇九、字梨子ノ木谷八三四、八三五、八三六の一、八三七、八三九の一、八三九の二、八四〇から八四二まで、字奥目谷八四四の一、八四五の一、八四六の一、八四六の三、八四七の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び船岡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

福部村

二 事業の種類

農業集落排水事業箭溪・八重原地区処理施設建設事業

三 起業地

1 収用の部分 岩美郡福部村大字箭溪字コンチ地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

岩美郡福部村大字細川六六八

福部村役場

鳥取県告示第七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

郡家町

二 事業の種類

農業集落排水事業国中処理区処理施設建設事業

三 起業地

1 収用の部分 八頭郡郡家町大字米岡字大新田上分地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

八頭郡郡家町大字郡家四九三

郡家町役場

鳥取県告示第八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

気高町

二 事業の種類

農業集落排水事業逢坂北部地区処理施設建設工事

三 起業地

- 1 収用の部分 気高郡気高町大字高江字西片山地内
- 2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

気高郡気高町大字浜村二八二―一
気高町役場

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

平成九年十二月五日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、二千八十三であるので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定により告示する。

平成十年一月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦